

食品安全委員会（第 7 8 2 回会合）議事概要

日 時：令和 2 年 6 月 1 6 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6 名出席

動画配信の視聴者：報道 4 名、一般 1 8 名

（１）令和元年食中毒発生状況の概要について

→厚生労働省から説明

本件については、引き続き、厚生労働省等のリスク管理機関と連携して食中毒の被害防止に努めていくこととなった。

（２）令和 2 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

→厚生労働省から説明

本件については、厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

（３）令和 2 年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

→農林水産省から説明

本件については、農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整えて、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

（４）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬「フェンヘキサミド」、「カスガマイシン」、「シフルメトフェン」、「チエンカルバゾンメチル」、「フェンブコナゾール」及び動物用医薬品「チルジピロシン」

→厚生労働省から説明

農薬「フェンヘキサミド」及び動物用医薬品「チルジピロシン」については、平成 2 1 年 1 0 月 8 日付けの委員会決定の 1 の（１）の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当することから、同規定に基づき、食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

農薬「シフルメトフェン」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「フェンブコナゾール」及び「カスガマイシン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬「フェンブコナゾール」は農薬第四専門調査会、農薬「カスガマイシン」は農薬第五専門調査会において審議することとなった。

農薬「チエンカルバゾンメチル」については、農薬第三専門調査会において審議することとなった。

・ JPAN005株を利用して生産されたペクチナーゼ、EVG-L1株およびEVG-G1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン
→厚生労働省から説明
本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(5) 農薬第二専門調査会における審議結果について

・ 農薬「チオキサザフェン」
→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明
取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

(6) 農薬第三専門調査会における審議結果について

・ 農薬「1-メチルシクロプロペン」、「エタボキサム」、「プロクロラズ」
→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明
取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第三専門調査会に依頼することとなった。

(7) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・ 添加物「炭酸カルシウム」
→事務局から説明
本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、「炭酸カルシウムについて、通常の食事以外からのカルシウムの摂取量に関する上限値を2,000 mg/人/日（カルシウムとして）と設定する。添加物「炭酸カルシウム」に係る規格基準の改正については、炭酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「フェンプロパトリン」、「ピメトロジン」

→事務局から説明

本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、
「フェンプロパトリンの許容一日摂取量（ADI）を0.027 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.03 mg/kg 体重と設定する。」

「ピメトロジンの許容一日摂取量（ADI）を0.013 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・Rhodobacter sphaeroides（ロドバクター・スフェロイデス）168株を利用して製造された香料バレンセン、JS1252株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ

→事務局から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「Rhodobacter sphaeroides 168株を利用して製造された香料バレンセン」及び「JS1252株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ」については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（８）令和２年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について

→担当の山本委員及び事務局から説明

本件については、案のとおり決定することとなった。

（９）その他

- ・残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて

→事務局から「残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて」が報告された。

- ・農薬評価書「トルピラレート」の誤記の修正について

→昨年１２月３日付けで評価結果を厚生労働省に通知した「トルピラレート」について、評価書の誤記の修正が了承された。